



令和4年度（2022年度）

情報公開制度及び個人情報保護制度  
の実施状況

越 谷 市



## 目 次

### 第1 はじめに

- 1 情報公開制度について…………… 1
- 2 個人情報保護制度について…………… 3

### 第2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況…………… 5
- 2 非公開決定等の理由…………… 6
- 3 公開請求の個別の処理状況…………… 7

### 第3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報取扱事務の状況…………… 2 0
- 2 保有個人情報の目的外利用等の状況…………… 2 0
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況…………… 2 1
- 4 不開示決定等の理由…………… 2 2
- 5 開示請求の個別の処理状況…………… 2 2
- 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況…………… 2 2

### 第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会…………… 2 6
- 2 審査会の開催状況…………… 2 6
- 3 審査請求の処理状況…………… 2 6

### 第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会…………… 2 7
- 2 審議会の開催状況…………… 2 7
- 3 審議会への意見照会の状況…………… 2 8
- 4 審議会答申…………… 2 9

### 資料

- 越谷市情報公開条例…………… 3 5
- 越谷市個人情報保護条例…………… 3 9
- 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程…………… 4 7

# 第1 はじめに

## 1 情報公開制度について

### (1) 制度の目的

情報公開制度とは、市が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開し、市民と市が市政に関する情報を共有する制度です。市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

### (2) 条例について

本市の情報公開制度は、越谷市情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成11年10月1日に施行しており、その後、改正が行われ、現行条例は、令和5年4月1日から最終改正されたものが施行されております。

**※本冊子は上記改正が施行される前の規定（平成28年度4月1日施行）に基づき行われた令和4年度における処理状況や制度内容をまとめたものです。**

### (3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

### (4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

- ア 広報こしがや、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### (5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

### (6) 公開請求の受付から決定まで

総務課で職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

## (7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

<非公開情報>（※越谷市情報公開条例第7条各号に定められています。）

- 第1号 個人に関する情報
- 第2号 法人等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの
  - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
  - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
  - エ 人事管理に係る事務に関するもの
  - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

## (8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

## (9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

## (10) 審査請求

公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

## 2 個人情報保護制度について

### (1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的として、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めたものです。

その1つに、ご本人からの請求により市が保有している個人情報の開示・訂正等を行うことができる制度があります。

### (2) 条例について

令和4年度まで本市の個人情報保護制度は、越谷市個人情報保護条例に基づき運用していましたが、令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律の改正により、法の適用範囲に市町村（議会を除く）等も含まれたことから、当該条例を廃止とし、越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例及び越谷市議会の個人情報の保護に関する条例を施行しました。

**※本冊子は廃止前の条例に基づき行われた令和4年度における処理状況や制度内容をまとめたものです。**

### (3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、情報公開制度と同じです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

### (4) 個人情報の定義

ア 個人情報：個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいいます。

イ 保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、公文書に記録されているものに限りません。

### (5) 保有個人情報の開示・訂正等を請求できる方

どなたでもご自身の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

### (6) 開示・訂正等の請求の受付から決定まで

開示、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の請求ができます。

総務課で職員と相談の上、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致すること

を証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

#### (7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

<不開示情報>（※越谷市個人情報保護条例第15条各号に定められています。）

- |     |  |
|-----|--|
| 第1号 | 開示請求者以外の者に関する情報                                |
| 第2号 | 個人の評価、診断、判定等に関する情報                             |
| 第3号 | 国等との協力関係等に関する情報                                |
| 第4号 | 公共等の安全等に関する情報                                  |
| 第5号 | 審議、検討又は協議に関する情報                                |
| 第6号 | 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害するもの |
| ア   | 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの                     |
| イ   | 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの                           |
| ウ   | 調査研究に係る事務に関するもの                                |
| エ   | 人事管理に係る事務に関するもの                                |
| オ   | アからエまでに掲げる以外のもの                                |
| 第7号 | 法令秘情報  |

#### (8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

#### (9) 開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

#### (10) 審査請求

開示決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

## 第2 情報公開制度の実施状況

### 1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく令和4年度の公開請求の件数は199件で、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は922文書で、その内訳は表2のとおりです。なお、部分公開を含め、文書不存在等による非公開、取下げを除いた公開率は100%となっています。

また、請求者の区分別件数は表3、主な請求内容は表4のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			公開	部分公開	非公開	非公開			その他	
						非公開	存否不回答	不存在		
市長	184	260	108	118	26	0	0	26	0	8
教育委員会	13	14	10	2	1	0	0	1	0	1
選挙管理委員会	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	199	276	119	121	27	0	0	27	0	9

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表2 請求のあった実施機関別の公開請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計公文書数
	公開決定した公文書数	部分公開決定した公文書数	非公開決定した公文書数	
市長	309	296	0	605
教育委員会	260	7	0	267
選挙管理委員会	49	1	0	50
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0
合計公文書数	618	304	0	922

※文書不存在、その他による非公開決定は除きます。



表3 請求者の区分別件数

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	41
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	50
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0
市内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0
その他上記に掲げる以外のもの	108
合 計	199

表4 主な請求内容

請求内容	処理件数	対象文書数
各種工事における金額入り設計書等	65	152
開発行為に関する届出書（開発行為等計画届出など）	49	51
建設リサイクル法に基づく解体等に関する届出帳	23	25

## 2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表5のとおりです。

表5 非公開又は部分公開の理由

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	91
法人等に関する情報（第7条第2号）	27
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	64
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	2
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	7
法令秘情報（第7条第7号）	0
存否不回答（第10条）	0
文書不存在	27
その他	0
合 計	218

※1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※存否不回答：公文書の存在の有無を答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、その公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。

※その他：手数料を受けて交付している文書、窓口等で閲覧可能な文書で、条例の適用の対象外である場合などが該当になります。

### 3 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
1	4/4	開発行為等計画届 令和4年3月1日～令和4年3月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
2	4/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年3月1日～令和4年3月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
3	4/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年3月1日～令和4年3月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
4	4/5	開発行為等計画届 令和4年3月1日～令和4年3月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
5	4/7	金入り設計書 1件	市街地整備課	公開		
6	4/20	大相模中学校で2021年度1学期に行われた定期テストの全て	指導課	公開		決定期限延長
7	4/20	光陽中学校で2021年度1学期に行われた定期テストの全て	指導課	公開		決定期限延長
8	4/20	南中学校で2021年度1学期に行われた定期テストの全て	指導課	公開		決定期限延長
9	4/25	近隣説明等報告書 令和4年4月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
10	4/26	開発行為等計画届 令和4年3月23日～令和4年4月22日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
11	5/2	金入り設計書 4件	道路建設課	公開		
12	5/2	金入り設計書 3件	道路建設課	公開		
13	5/2	金入り設計書 8件	維持管理課			取下げ
14	5/2	金入り設計書 1件	公園緑地課	公開		
15	5/6	「5歳～11歳の子どもへのコロナワクチン接種中止及び副反応情報等の周知徹底を求める要望書」（日付特定）	健康づくり推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	公開		
16	5/6	開発行為等計画届 令和4年4月1日～令和4年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
17	5/6	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年4月1日～令和4年4月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
18	5/9	開発行為等計画届 令和4年4月1日～令和4年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
19	5/10	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年4月1日～令和4年5月10日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
20	5/12	火災調査書（場所等特定）	消防署	部分公開	第7条第1号第6号オ	
21	5/12	・新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠について分かる文書 ・新型コロナウイルスワクチンの効果があるという科学的根拠が分かる文書 他3件	健康づくり推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	非公開	文書不存在	
			感染症保健対策課	非公開	文書不存在	
22	5/13	金入り設計書 3件	道路建設課			取下げ
23	5/16	越谷市立病院医事業務等業務委託契約書（期間特定）	医事課	部分公開	第7条第4号	
24	5/26	金入り設計書 2件	河川課	部分公開	第7条第2号	
			市街地整備課	部分公開	第7条第2号	
25	5/27	近隣説明等報告書 令和4年4月26日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
26	5/30	金入り設計書 18件	道路建設課	公開 部分公開	第7条第2号	
			維持管理課	公開		
27	5/31	開発行為等計画届 令和4年4月23日～令和4年5月27日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
28	6/2	開発行為等計画届 令和4年5月1日～令和4年5月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
29	6/3	開発行為等計画届 令和4年5月1日～令和4年5月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
30	6/3	金入り設計書 3件	営繕課	公開		
31	6/3	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年5月1日～令和4年5月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
32	6/8	越谷市マンション管理士派遣事業実施に関する協定書	建築住宅課	部分公開	第7条第4号	
33	6/8	金入り設計書 19件	道路建設課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
34	6/15	・建築事前協議申請書（受付番号特定） ・既存宅地確認申請書（受付番号特定）	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
35	6/20	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年5月11日～令和4年6月20日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
36	6/21	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
37	6/22	道水路占用許可申請書・協議書（場所等特定）	道路総務課	部分公開	第7条第1号第4号	
38	6/23	・越谷市教育委員会から越谷市PTA連合会長宛に発信した文書 ・埼玉県から発信された『「PTA活動を円滑に推進するための留意事項について」の活用について』書類一式 ・公立小・中学校、公立幼稚園PTA等の実態調査結果 ・PTA連合会総会資料 ・越谷市社会教育関係団体補助事業等年度終了実績報告書（年度等特定）	生涯学習課	公開部分公開	第7条第1号第2号第4号	第三者意見照会実施 決定期限延長
39	6/24	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
40	6/27	越谷市教職員住宅解体工事 概算見積書（年度特定）	学校管理課	公開		
41	6/29	開発行為等計画届 令和4年5月28日～令和4年6月27日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
42	6/29	近隣説明等報告書 令和4年5月28日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
43	6/30	大相模中学校で2021年度2学期・3学期に行われた定期テストの全て	指導課	公開		
44	6/30	光陽中学校で2021年度2学期・3学期に行われた定期テストの全て	指導課	公開		
45	6/30	南中学校で2021年度2学期・3学期に行われた定期テストの全て	指導課	公開		
46	7/1	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
47	7/1	保健所で新たに営業許可を取得した事業所の一覧（期間特定）	生活衛生課	非公開	文書不存在	
48	7/4	越谷市集会施設整備事業補助金に係る意向調書（場所等特定）	市民活動支援課	部分公開	第7条第1号第2号第4号	
49	7/4	開発行為等計画届 令和4年6月1日～令和4年6月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
50	7/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年6月1日～令和4年6月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
51	7/4	開発行為等計画届 令和4年6月1日～令和4年6月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
52	7/5	金入り設計書 3件	道路建設課	公開		
53	7/6	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書のうち非常電源(自家発電設備)点検票(施設等特定)	予防課	部分公開 非公開	第7条 第1号 第2号 第4号 文書 不存在	
54	7/6	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
55	7/6	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
56	7/6	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
57	7/6	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
58	7/11	金入り設計書 3件	道路建設課	公開		
59	7/11	金入り設計書 12件	道路建設課	公開		
			営繕課	公開		
			維持管理課	公開		
60	7/11	金入り設計書 2件	第一学校給食センター 他1課			取下げ
61	7/13	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
62	7/13	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
63	7/25	開発行為等計画届 令和4年6月28日～令和4年7月21日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
64	7/25	金入り設計書 9件	営繕課	公開		
65	7/25	金入り設計書 1件	河川課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
66	7/25	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
67	7/25	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
68	7/25	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
69	7/25	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
70	7/25	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
71	7/25	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
72	7/29	近隣説明等報告書 令和4年6月30日以降提出分	開発指導課			取下げ
73	8/1	開発行為等計画届 令和4年7月1日～令和4年7月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
74	8/1	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年6月21日～令和4年7月29日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
75	8/1	駐車場新設工事に係る以下の文書（場所特定） ・事前協議書 ・要請書 ・土地利用計画図 ・協定書 ・協議経過	環境政策課	部分公開	第7条 第1号	
			廃棄物指導課	公開		
			道路総務課	部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	
			道路建設課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
			河川課	公開 部分公開	第7条 第1号	
			開発指導課	公開 部分公開	第7条 第1号 第4号	
			公園緑地課	部分公開	第7条 第1号	
			警防課	部分公開	第7条 第1号	
76	8/1	開発協議確認書(場所等特定)	学務課	部分公開	第7条 第1号	
77	8/2	・平成30年に総務省から都道府県市町村税担当課担当者宛に送付された「不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼について」と題するメールに関して埼玉県から入手したメール等 ・平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務に関する文書 ・令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る令和元年度の鑑定評価等業務に関する文書	資産税課	公開 部分公開 非公開	第7条 第2号 第4号 第6号 才 文書 不存在	
			契約課	部分公開	第7条 第4号 第6号 才	
			会計課	部分公開	第7条 第2号 第4号 第6号 才	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
78	8/3	開発行為等計画届 令和4年7月1日～令和4年7月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
79	8/3	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年7月1日～令和4年7月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
80	8/4	開発行為等事前協議書のうち頭紙及び配置図（受付番号特定）	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
81	8/16	越谷市全域における筆界、地番、家屋図データ	資産税課	公開		
82	8/16	越谷市消防本部の管轄区域における、消防法施行令別表第一に該当する防火対象物の、所在地、対象物名称、用途の情報を含む一覧	予防課			取下げ
83	8/24	開発行為等計画届 令和4年7月22日～令和4年8月23日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
84	8/26	金入り設計書 4件	道路建設課	公開		
85	8/29	墓地台帳（場所特定）	生活衛生課	部分公開	第7条第1号	
86	8/30	令和2年度 第1回越谷市立小中学校学区審議会資料のうち、 ・蒲生・川柳・明正 小中一貫校 構想案 ・蒲生・川柳・明正学園構想工程表(案)	学務課	公開		
87	8/31	近隣説明等報告書 令和4年7月30日以降提出分	開発指導課			取下げ
88	9/2	開発行為等計画届 令和4年8月1日～令和4年8月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
89	9/5	開発行為等計画届 令和4年8月1日～令和4年8月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
90	9/5	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年8月1日～令和4年8月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
91	9/5	令和4年度年金等申請支援事業の受注者が提出した、委託業務の活動状況報告書面その他、事業の進捗状況や年金受給権判明数・年金裁定請求支援数、生活保護費の削減効果等が分かる書類	生活福祉課	公開 部分公開 非公開	第7条第1号第2号 文書 不存在	審査請求へ （受付第31号）
92	9/7	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設が設置されている工場若しくは事業場名簿の一覧（水濁法、下水道法に基づく）	環境政策課			取下げ
93	9/7	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年8月1日～令和4年8月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	



表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
94	9/20	金入り設計書 4件	営繕課	公開		
95	9/20	金入り設計書 7件	営繕課	公開		
96	9/26	開発行為等計画届 令和4年8月24日～令和4年9月26日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
97	9/30	近隣説明等報告書 令和4年9月1日以降提出分	開発指導課	公開		
98	9/30	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年9月1日～令和4年9月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
99	10/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年9月1日～令和4年9月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
100	10/4	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
101	10/4	金入り設計書 1件	河川課	公開		
102	10/5	開発行為等計画届 令和4年9月1日～令和4年9月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
103	10/5	金入り設計書 1件	維持管理課	公開		
104	10/6	開発行為等計画届 令和4年9月1日～令和4年9月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
105	10/6	平成31年4月21日執行の越谷市議会議員選挙における 当選人の選挙収支報告書及び領収書（氏名特定）	選挙管理委員会事務局	部分公開	第7条 第1号 第4号	
106	10/6	金入り設計書 1件	維持管理課	公開		
107	10/7	金入り設計書 51件	保育施設課	公開		
			農業振興課	公開		
			道路建設課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			河川課	公開		
			下水道事業課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			営繕課	公開		
			維持管理課	公開		
			市街地整備課	公開 部分公開	第7条 第2号	
公園緑地課	公開					
108	10/7	越谷市斎場のPFI事業の事業者選定にかかる審議会の 会議録	公共施設マネジメント推進課	部分公開	第7条 第1号 第5号	
109	10/11	金入り設計書 1件	営繕課	公開		



表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
110	10/24	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年10月17日～令和4年10月24日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
111	10/21	金入り設計書 4件	農業振興課	公開		
			公園緑地課	公開		
			市街地整備課	部分公開	第7条第2号	
112	10/26	開発行為等計画届 令和4年9月27日～令和4年10月24日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
113	10/28	公共施設整備等協定書のうち、1階平面図（場所特定）	開発指導課	公開		
114	10/28	建設リサイクル法届出等台帳 令和2年4月1日～令和4年10月28日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
115	10/28	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
116	10/31	近隣説明等報告書 令和4年10月1日以降提出分	開発指導課			取下げ
117	10/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年10月1日～令和4年10月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
118	11/2	令和6年度の固定資産税(土地)の評価替えのための標準宅地の鑑定評価を委託するための仕様書、実施要領、契約方法と契約額が分かる資料	資産税課	公開 部分公開	第7条第4号	
119	11/2	開発行為等計画届 令和4年10月1日～令和4年10月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
120	11/4	開発行為等計画届 令和4年10月1日～令和4年10月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
121	11/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年10月1日～令和4年10月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
122	11/4	金入り設計書 6件	営繕課	公開		
123	11/14	放課後子ども教室で使われているアルコール手指消毒液（児童用）のアルコール濃度がわかる公文書あるいは放課後子ども教室用に購入したアルコール手指消毒液の納品書(期間特定)	青少年課	部分公開	第7条第4号	
124	11/16	特定施設の虐待検証報告書（法人名等特定）	障害福祉課	部分公開	第7条第1号 第2号 第6号 才	
125	11/17	（仮称）大相模調節池河畔 水辺活用に関する基本協定書（法人名等特定）	経済振興課	部分公開	第7条第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
126	11/17	越谷市と法人（法人名特定）との間における水辺のまちづくり館の賃貸借契約書及びその契約に係る一切の書類	経済振興課	部分公開	第7条第4号	
127	11/17	水辺のまちづくり館周辺の土地利用に係る越谷市と法人（法人名特定）の行政財産使用許可に関する一切の書類	経済振興課	公開		
128	11/18	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
129	11/18	金入り設計書 1件	河川課	公開		
130	11/18	平成31年4月21日執行越谷市議会議員一般選挙における全ての候補者の選挙運動費用収支報告書	選挙管理委員会事務局	公開		
131	11/21	金入り設計書 4件	営繕課	公開		
			公園緑地課	公開		
132	11/24	開発行為等計画届 令和4年10月25日～令和4年11月21日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
133	11/25	令和4年度第1回障害者差別解消支援・障害者虐待対応専門部会会議録	障害福祉課	部分公開	第7条第5号第6号才	
134	11/30	障害福祉課が法人（法人名特定）及びその事務所に対して発した文書のうち組織運営の指導に関する書類（期間特定）	障害福祉課	公開		
135	11/30	近隣説明等報告書 令和4年11月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
136	11/30	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年11月1日～令和4年11月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
137	12/2	開発行為等計画届 令和4年11月1日～令和4年11月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
138	12/5	開発行為等計画届 令和4年11月1日～令和4年11月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
139	12/5	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年11月1日～令和4年11月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
140	12/5	金入り設計書 4件	農業振興課	公開		
			維持管理課	公開		
141	12/12	金入り設計書 3件	道路総務課	公開		
			下水道事業課	公開		
			営繕課	公開		
142	12/12	越谷市男女共同参画支援センターの管理に関する基本協定書（日付特定）	人権・男女共同参画推進課	部分公開	第7条第4号	
143	12/14	越谷市とマンション管理組合との「管理委託契約又は使用賃借等それに代わるもの」（建物名特定）	公共施設マネジメント推進課	非公開	文書不存在	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
144	12/14	最高裁判所第三小法廷決定に係る調書（決定）（日付特定）	法務課	部分公開	第7条第1号	
145	12/16	金入り設計書 4件	道路建設課	公開		
			営繕課	公開		
146	12/20	令和4年度レセプト点検業務委託（単価契約）における業者選考・見積開札記録（予定価格書）	生活福祉課	公開		
147	12/22	金入り設計書 4件	農業振興課	公開		決定期限延長
			河川課	公開		決定期限延長
			市街地整備課	部分公開	第7条第2号	決定期限延長
148	12/26	マンション集会所、集会室の「防火管理者選任届出」（施設名等特定）	予防課	部分公開 非公開	第7条第1号 第2号 第4号 不存在	
149	12/28	開発行為等計画届 令和4年11月22日～令和4年12月23日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
150	12/28	近隣説明等報告書 令和4年12月1日以降提出分	開発指導課			取下げ
151	1/5	金入り設計書 1件	維持管理課	公開		
152	1/5	開発行為等計画届 令和4年12月1日～令和4年12月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
153	1/10	開発行為等計画届 令和4年12月1日～令和4年12月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
154	1/10	建設リサイクル法届出等台帳 令和4年12月1日～令和5年1月10日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
155	1/13	金入り設計書 3件	道路建設課	公開		
			営繕課	公開		
			公園緑地課	公開		
156	1/13	消防法第8条による「消防計画届出書」、若しくは「消防計画作成変更届出書」（建物名特定）	予防課	非公開	文書 不存在	
157	1/13	消防法第9条による「消防計画届出書」、若しくは「消防計画作成変更届出書」（建物名等特定）	予防課	非公開	文書 不存在	
158	1/13	分譲マンション「集会所」が、越谷市所有となっている物件で自治会と賃貸借を締結しない「管理を怠る事実の物件リスト」	公共施設マネジメント推進課	非公開	文書 不存在	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
159	1/13	越谷市所有の「集会室」の自衛消防訓練の通知書	消防署	非公開	文書 不存在	
			谷中分署	非公開	文書 不存在	
			蒲生分署	非公開	文書 不存在	
			間久里分署	非公開	文書 不存在	
			大相模分署	非公開	文書 不存在	
			大袋分署	非公開	文書 不存在	
160	1/13	越谷市所有となっている「集会室」の現在の管理委託先	公共施設マネジメント推進課	非公開	文書 不存在	
161	1/26	固定資産税において令和6年度の評価替えに関して土地評価事務（鑑定）を委託するに際し、委託料（鑑定料）の予定価格設定から委託先の選定を経て業務契約に至る書類（書類名等特定）	資産税課	部分公開	第7条 第2号 第4号	
			契約課	部分公開	第7条 第4号	
162	1/31	開発行為等計画届 令和4年12月24日～令和5年1月27日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
163	1/31	近隣説明等報告書 令和5年1月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
164	1/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年1月1日～令和5年1月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
165	2/1	金入り設計書 1件	学校管理課	公開		
166	2/1	金入り設計書 5件	道路建設課	公開		
			下水道事業課	公開		
			営繕課	公開		
167	2/1	開発行為等計画届 令和5年1月1日～令和5年1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
168	2/3	開発行為等計画届 令和5年1月1日～令和5年1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
169	2/6	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
170	2/6	金入り設計書 1件	道路建設課	部分公開	第7条 第2号	
171	2/6	金入り設計書 8件	道路建設課	公開		
			維持管理課	公開		
			公園緑地課	公開		
172	2/8	令和6年度固定資産（土地）評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する文書（文書名等特定）	資産税課	部分公開非 公開	第7条 第4号 文書 不存在	
			契約課	公開部分公 開	第7条 第4号 第6号 才	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
173	2/21	金入り設計書 112件	農業振興課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			道路総務課	公開		
			道路建設課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			河川課	公開		
			下水道事業課	公開 部分公開	第7条 第2号	
			営繕課	公開		
			維持管理課	公開		
			市街地整備課	公開 部分公開	第7条 第2号	
		公園緑地課	公開			
174	2/24	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
175	2/24	金入り設計書 3件	河川課	公開		
176	2/24	金入り設計書 5件	下水道事業課	公開		
177	2/24	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
178	2/24	開発行為等計画届 令和5年1月28日～令和5年2月21日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
179	2/27	近隣説明等報告書 令和5年2月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
180	2/28	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年2月1日～令和5年2月28日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
181	3/3	開発行為等計画届 令和5年2月1日～令和5年2月28日届出分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
182	3/3	開発行為等計画届 令和5年2月1日～2月28日の分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
183	3/6	・市立学校への寄附について考え方を定めるもの ・市立学校が団体等から寄附を受けた際の手続きを定めるもの 他6件	学校管理課	非公開	文書 不存在	
184	3/8	金入り設計書 6件	保育施設課	公開		
			営繕課	公開		
185	3/13	バス・タクシー燃料価格高騰対策支援事業で提出される乗合バス事業の補助対象車両一覧、補助対象者の車検証の写し	都市計画課	公開 部分公開	第7条 第1号 第2号 第4号	
186	3/16	越谷市と特定の「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使」（その関係者含む）との間で送信、作成、使用した、又は越谷市において内外と協議した際に送受、作成、使用した文書（期間特定）	広報シティプロ モーション課	非公開	文書 不存在	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
187	3/16	越谷市と特定の「こしがやの未来を創る魅力宣伝大使」（その関係者含む）との間で送信、作成、使用した、又は越谷市において内外と協議した際に送受、作成、使用した文書（期間特定）	広報シティプロモーション課	部分公開	第7条第4号	
188	3/16	金入り設計書 2件	営繕課	公開		
189	3/20	消防署長がマンションの防火管理者へ出した通知（日付特定）	予防課	公開		
190	3/20	現地調査を経て、トレーラーハウス（車両特定）が建築物に該当しないと判断した決裁書類一式	建築住宅課	部分公開	第7条第1号 第2号 第4号	
191	3/20	・トレーラーハウス（車両特定）について、一般貨物自動車運送事業の事業施設に関する埼玉運輸支局からの照会及び回答した文書 ・上記の件について建築住宅課への問い合わせ・回答の記録	開発指導課	非公開	文書不存在	
192	3/20	・トレーラーハウスについて、一般貨物自動車運送事業の事業施設の設置に関する埼玉運輸支局からの照会及び回答 ・車検付トレーラーハウスが建築物に該当しない旨を開発指導課に回答した文書（車両特定）	建築住宅課	非公開	文書不存在	
193	3/20	・電話した内容の記録（日付特定） ・電話を受けて対応した記録	開発指導課	非公開	文書不存在	
			建築住宅課	非公開	文書不存在	
194	3/20	・法人（法人名特定）の相談を受けたという記録 ・法人（法人名特定）に行った際の見分、確認文書	開発指導課	非公開	文書不存在	
			建築住宅課	非公開	文書不存在	
195	3/20	トレーラーハウスの車検証（車両特定）	建築住宅課	部分公開	第7条第2号 第4号	
196	3/22	開発行為等計画届 令和5年2月22日～令和5年3月18日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
197	3/27	金入り設計書 3件	道路建設課	部分公開	第7条第2号	
			市街地整備課	公開		
198	3/31	近隣説明等報告書 令和5年3月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
199	3/31	建設リサイクル法届出等台帳 受付年月日：令和5年3月1日～3月31日	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	

### 第3 個人情報保護制度の実施状況

#### 1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとする場合や、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等を市長に届け出なければなりません。

令和4年度末までの届出件数は、1,707件となっています。実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

#### 2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）は原則禁止とされています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

令和4年度末までの届出件数は、目的外利用は996件で、外部提供は878件となっています。実施機関別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

※外部提供については、平成28年度分から、事務ごとではなく、外部提供先ごとに集計しております。

表7 個人情報取扱事務の届出、目的外利用等の状況

実施機関	開始届出件数	目的外利用件数	外部提供件数
市長	1291	888	720
教育委員会	259	64	100
選挙管理委員会	25	7	10
公平委員会	4	2	1
監査委員	3	1	2
農業委員会	36	17	13
固定資産評価審査委員会	2	1	0
議会	22	0	9
土地開発公社	20	11	10
施設管理公社	45	5	13
合計件数	1707	996	878



### 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく令和4年度の開示請求の件数は46件で、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8のとおりです。

開示請求の対象となった公文書数は162文書で、その内訳は表9のとおりです。なお、部分開示を含め、文書不存在による不開示、取下げを除いた開示率は100%となっています。

また、主な請求内容は表10のとおりです。

表8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			開示	部分開示	不開示	不開示				
						不開示	存否不回答	不存在	その他	
市長	45	58	23	25	1	0	0	1	0	9
教育委員会	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	46	59	23	26	1	0	0	1	0	9

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表9 請求のあった実施機関別の開示請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計公文書数
	開示決定した公文書数	部分開示決定した公文書数	不開示決定した公文書数	
市長	109	52	0	161
教育委員会	0	1	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0
合計公文書数	109	53	0	162

※ 文書不存在による不開示決定は除きます。



表10 主な請求内容及び各種件数

請求内容	件数	対象文書数
住民票の写し、戸籍証明書等の申請書	9	8
相談記録	10	23
介護認定に関するもの	6	37

#### 4 不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、表11のとおりです。

表11 不開示又は部分開示の理由

理由	件数
開示請求者以外の者に関する情報（第15条第1号）	13
個人の評価、相談、指導等に関する情報（第15条第2号）	1
国等との協力関係等に関する情報（第15条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第15条第4号）	13
審議、検討又は協議に関する情報（第15条第5号）	9
事務又は事業に関する情報（第15条第6号）	19
法令秘情報（第15条第7号）	2
存否不回答（第18条）	0
文書不存在	1
合 計	58

※1件の決定に、複数の不開示理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※存否不回答：保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、その保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

#### 5 開示請求の個別の処理状況

開示請求の個別の処理状況は表12のとおりです。

#### 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

令和4年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
1	5/2	私の面談・訪問・相談記録（期間特定）	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第15条第5号第6号オ	
			子ども福祉課	部分開示	第15条第1号第4号第5号第6号オ第7号	
			健康づくり推進課	部分開示	第15条第5号第6号オ	
2	5/2	子どもの面談・訪問・相談記録（期間特定）	人権・男女共同参画推進課 他2課			取下げ
3	5/2	子どもの面談・訪問・相談記録（期間特定）	子ども福祉課	部分開示	第15条第1号第4号第5号第6号オ第7号	
			健康づくり推進課	部分開示	第15条第1号第5号第6号オ	
4	5/2	受付票と相談記録（日付特定）	保健総務課こころの健康支援室	開示		
5	5/9	火災調査書類一式（場所等特定）	消防署	部分開示	第15条第1号第6号オ	
6	5/16	現存する住民票の請求書（本人取得分は除く）	市民課			取下げ
7	5/18	・戸籍証明の請求書（期間特定） ・住民票の請求書（期間特定）	市民課	部分開示	第15条第4号	
8	5/27	私の相談記録簿	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第15条第5号第6号オ	
9	6/3	住民票の写しの請求書（期間等特定）	市民課			取下げ
10	6/10	要介護認定履歴（人物特定）	介護保険課	部分開示	第15条第6号オ	
11	6/16	私の令和4年度の固定資産税に係る納付済通知書	収納課	開示		
12	6/28	私の119番通報の音声記録（期間特定）	指令課	開示		
13	6/29	市・確認申請整理簿 12条5項報告（受付日特定）	建築住宅課	部分開示	第15条第1号第4号	

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
14	6/30	・介護保険課の介護認定の際の主治医意見書・認定調査票・認定履歴 ・障害福祉課の最初の認定の医師の診断書及びその追加書類、更新時の医師の診断書 (人物特定)	介護保険課	開示 部分開示	第15条 第4号 第6号 才	
			障害福祉課	開示		
15	7/8	障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの支給決定に係る書類一式	障害福祉課	開示 部分開示	第15条 第4号 第6号 才	
16	7/8	・身体障害者手帳交付決定通知書に係る審査書・審査部会意見及び決定一覧(日付特定) ・身体障害者診断書・意見書(人物等特定)	障害福祉課	開示		
17	7/12	私が建築住宅課に市営住宅の入居について相談した記録(日付等特定)	建築住宅課	開示 部分開示	第15条 第1号	
18	7/21	相談記録カード(日付特定)	保健総務課	開示		
19	8/3	・提出した書類一式(日付特定) ・メールで提出した書類(日付特定) ・市営住宅入居の件で相談した内容に対する回答案 (期間特定)	建築住宅課	開示		
20	8/3	要介護認定履歴(人物特定)	介護保険課	部分開示	第15条 第6号 才	
21	8/12	市民への対応記録(日付特定)	保健総務課	開示		
22	8/12	・補装具支給申請書(日付特定) ・補装具支給に係る判定依頼書(日付特定)	障害福祉課	開示 部分開示	第15条 第4号	
23	8/25	要介護認定の履歴(人物特定)	介護保険課	部分開示	第15条 第1号 第6号 才	
24	9/5	犬の原簿(人物特定)	生活衛生課	開示		
25	9/13	私の相談記録(期間特定)	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第15条 第5号 第6号 才	
26	9/15	コンビニ交付で取得可能な私の証明書の発行履歴(期間特定)	市民課			取下げ
27	9/20	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	開示 部分開示	第15条 第6号 才	
28	10/3	私が搬送された際の記録(日付指定)	間久里分署	部分開示	第15条 第1号 第4号 第6号 才	
29	10/11	火災調査報告書(場所等特定)	消防署	部分開示	第15条 第1号 第6号 才	

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
30	10/11	私が救急要請をした際の音声記録（日時等特定）	指令課	開示		
31	11/21	面談記録	教育センター	部分開示	第15条第1号第5号第6号オ	
32	11/21	訪問記録	健康づくり推進課	部分開示	第15条第1号第2号第5号第6号オ	
33	12/5	要介護認定に係る主治医意見書・認定調査票（人物特定）	介護保険課	開示 部分開示	第15条第4号	
34	12/5	障害者手帳申請時及び再認定時に提出された身体障害者診断書、意見書の写し（人物特定）	障害福祉課	開示		
35	12/22	救急活動記録票（日時等特定）	大相模分署	部分開示	第15条第1号第4号	
36	12/23	戸籍証明書の請求書、住民票証明書の請求書（期間等特定）	市民課			取下げ
37	12/26	戸籍証明書の請求書、住民票証明書の請求書（期間等特定）	市民課	開示 部分開示	第15条第4号	
38	1/4	労働基準監督署へ提出した私に関する意見書	医事課	開示		
39	1/12	介護施設の事故報告（日付等特定）	介護保険課	不開示	不存在	
40	1/18	審査請求に係る審理等に用いた裁決までの書面（内容等特定）	法務課 他1課			取下げ
41	1/27	住民票の写し等の請求書と戸籍証明書等の請求書（附票を含む）（開示できるもの全て）	市民課	開示 部分開示	第15条第4号	
42	2/2	要介護認定に係る履歴、認定調査票、主治医意見書の写し（期間等特定）	介護保険課	開示 部分開示	第15条第1号第4号第6号オ	
43	2/2	現在戸籍の附票の請求書(期間等特定)	市民課			取下げ
44	2/2	現在戸籍の附票の請求書(期間等特定)	市民課			取下げ
45	2/21	施設でおきた事故報告（施設名等特定）	介護保険課	開示		
46	3/22	住民票の写し等の請求書（期間等特定）	市民課			取下げ

## 第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求や保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定等について審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じ、公平かつ迅速な審査を行う市長の附属機関です。諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重し、当該審査請求についての裁決を行います。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。（表13）

表13 審査会委員 (令和5年3月31日現在)

氏名	備考
会長 吉村 総一	弁護士
会長職務代理者 松浦 麻里沙	弁護士
佐藤 匡	大学准教授

### 2 審査会の開催状況

令和4年度の審査会の開催状況は、表14のとおりです。（2回開催）

表14 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和5年 3月 6日	31号事案の審査
第2回	令和5年 3月23日	実施機関による口頭理由説明の聴取 31号事案の審査

### 3 審査請求の処理状況

令和4年度に審査を行った審査請求は、情報公開制度（情）に関わるものが1件でした。

審査請求の処理状況は、表15のとおりです。

表15 審査請求の処理状況

事案番号	処分の概要	審査請求日	諮問日	答申内容
		所管課	答申日	
31 (情)	令和4年度年金等申請支援事業の活動状況報告書面その他、事業の進捗状況等が分かる文書についての部分公開決定・非公開決定	R4.10.27	R4.12.13	審査中
		生活福祉課		

## 第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員

(令和5年3月31日現在)

氏名	選任区分	備考
神代 太一	団体推薦	越谷青年会議所
番場 克己		越谷商工会議所
野田 和子		越谷地区保護司会
清水 修	公募	
橋本 新		
堀内 真一		
会長 井上 あすか	学識経験者	弁護士
片平 秀徳		学校教育関係者
高橋 護		人権擁護委員
副会長 三浦 文子		大学准教授

### 2 審議会の開催状況

令和4年度の審議会の開催状況は、表17のとおりです。

表17 審議会の開催状況

	開催日	主な審議内容
第1回	令和4年 5月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報保護評価書の第三者点検（健康づくり推進課）</li> <li>iPad フィルタリングソフト導入に係る意見照会について（教育センター）</li> </ul>
第2回	令和4年 7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIドリル等デジタル教材導入に係る意見照会について（教育センター）</li> <li>令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について</li> <li>令和3年度個人情報取扱事務の各種届出について</li> <li>令和3年度防犯等カメラ、ドライブレコーダー、ナンバーディスプレイの運用状況について</li> <li>個人情報保護等制度に係る改正骨子（案）について</li> </ul>

第3回	令和4年 11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に係る意見照会（総務課）</li> <li>・越谷市情報公開条例の一部を改正する条例の制定に係る意見照会（総務課）</li> <li>・越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）</li> <li>・越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）</li> <li>・越谷市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について（議事課）</li> </ul>
第4回	令和5年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選出について</li> <li>・個人情報の保護に関する法律の施行に際する細則等について（総務課）</li> </ul>

### 3 審議会への意見照会の状況

審議会への意見照会及び答申の状況は、表18のとおりです。

表18 審議会への意見照会の状況

番号	審議会	所管課	意見照会内容	答申内容
1	第1回	健康づくり 推進課	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について	適当なものと認める
2	第1回	教育センター	情報教育推進事務に係る思想、信条及び宗教に関する個人情報の収集について	適当なものと認める
3	第1回	教育センター	情報教育推進事務に係る電子計算組織の結合について	適当なものと認める
4	第2回	教育センター	情報教育推進事務に係る電子計算組織の結合について	適当なものと認める
5	第3回	総務課	越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に係る ①新条例（案）について ②新条例の細則等で定める予定項目の概要について ③越谷市の保有する個人情報の適切な管理に関する指針（仮称）の概要について	適当なものと認める
6	第3回	総務課	越谷市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める

※ 表中の番号は「4 審議会答申」の答申書の番号に対応しています。

## 4 審議会答申

### 答申書 1

越 情 審 議 第 5 号  
令和4年(2022年) 5月13日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和4年4月13日付け越健推第40号で意見照会のありました予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。



答申書 2

越 情 審 議 第 6 号  
令和 4 年(2022年) 5月 1 3 日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子

情報教育推進事務に係る思想・信条及び宗教に関する個人情報の収集に関する  
意見照会について（答申）

令和 4 年 4 月 1 4 日付け教セ第 5 1 - 1 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 6 条第 2 項ただし書の規定による「思想・信条及び宗教に関する個人情報の収集」については、事務の目的を達成するために必要と認めましたので答申します。

なお、実施機関には、個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

答申書 3

越 情 審 議 第 7 号  
令和4年(2022年) 5月13日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子

情報教育推進事務に係る電子計算組織の結合に関する  
意見照会について（答申）

令和4年4月14日付け教セ第51-2号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第9条第2号の規定による「実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施機関には、個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

答申書 4

越 情 審 議 第 1 0 号  
令和 4 年(2022年) 7 月 2 9 日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子

情報教育推進事務に係る電子計算組織の結合に関する  
意見照会について（答申）

令和 4 年 7 月 1 1 日付け教セ第 3 9 2 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 9 条第 2 号の規定による「実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施機関には、個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

答申書5

越 情 審 議 第 1 4 号  
令和4年(2022年)11月8日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子

越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に係る意見照会  
について（答申）

越谷市個人情報保護条例第34条に基づき、令和4年11月1日付け越総第52-1号で意見照会のありました「越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定」については、その内容を適当なものと認めます。

なお、越谷市の個人情報保護制度については、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、適正な管理、運用となるよう必要な措置を講じて、より一層の充実に努められることを要望します。

答申書6

越 情 審 議 第 1 5 号  
令和4年(2022年)11月8日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子

越谷市情報公開条例の一部を改正する条例の制定に係る意見照会  
について(答申)

越谷市情報公開条例第22条に基づき、令和4年11月1日付け越総第52-2号で意見照会のありました「越谷市情報公開条例の一部を改正する条例の制定」については、その内容を適当なものと認めます。

# 【越谷市情報公開条例】

平成11年3月31日  
条例第10号

改正 平成12年9月29日条例第37号  
平成17年3月31日条例第1号  
平成22年12月22日条例第34号  
平成25年4月26日条例第20号  
平成28年3月23日条例第9号

## 前文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

## (この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## (公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

## (公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいくないと認められるもの
- (2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
  - イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持

に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。  
(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)



- (公文書の管理)
- 第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。
- (公文書の検索目録等の作成)
- 第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。
- (審議会への意見聴取)
- 第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。
- (実施状況の公表)
- 第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。
- (情報公開の総合的な推進)
- 第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。
- (出資法人等への協力要請)
- 第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。
- (他の法令等との調整)
- 第26条 法令又は他の条例(越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。
- (委任)
- 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
- (1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書
- (2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの
- (越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)
- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。
- (1) 平成12年4月1日(以下「特例適用日」という。)以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書
- (2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

- 4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例(平成17年条例第1号)の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則(平成12年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則(平成17年条例第1号)

- この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第34号)

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第20号)

- この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成28年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第16条関係)

公開の区分	手数料
閲 覧	1件名につき200円
視 聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場においては、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

## 【越谷市個人情報保護条例】

平成12年9月29日  
条例第40号

改正 平成17年3月31日条例第2号  
平成22年12月22日条例第34号  
平成25年4月26日条例第20号  
平成27年9月29日条例第42号  
平成28年3月23日条例第9号  
平成28年12月22日条例第41号  
令和3年10月5日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第2条第2項に規定する公文書をいう。第7号において同じ。)に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が

保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第4項において同じ。)に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。

(9) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときには、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は

事業を遂行するために個人情報収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

- (5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。
- (6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項及び第38条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者

への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各

号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事して

いた者は、当該業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(次条第2項において「代理人」と総称する。))は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、法定代理人は、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)

との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有

個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する

保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 実施機関は、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

4 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。  
(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。  
(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個



人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報訂正等をしないうとき（訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないうときを含む。）は、訂正等をしないう旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（訂正決定等の期限）

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

（費用負担）

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。（審査会への諮問）

第28条 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等をするものとする場合（当該保有個人情報の開示について反対

意見書が提出されている場合を除く。）

2 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第29条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き）

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（実施機関に対する苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

（事業者に対する苦情の処理）

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

（区域内の事業者等への支援）

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（審議会への意見聴取）

第34条 実施機関は、この条例による個人

情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例を除く。)の規定により保有個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受け

た者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成22年条例第34号)



この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年条例第42号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第41号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和3年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【越谷市長が保有する情報の提供に関する規程】

〔平成19年4月16日〕  
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号  
平成28年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。)第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
- (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等(以下「法令等」という。)に基づき公表した情報
- (3) 慣行として公表している情報で、今後公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
- (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報

2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として総務部総務課において収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

附 則(平成28年訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

令和4年度（2022年度）  
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

---

---

発行 越谷市  
〒343-8501  
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
TEL 048-963-9136（直通）

編集 越谷市総務部総務課

---

---

令和5年(2023年)9月